

回 覧

窓口業務の延長について

3月下旬から4月上旬にかけて、転入・転出などの住民異動や証明書の請求、国民健康保険の届出などが多くなります。

住民の皆様の利便性を考慮し、異動時期にあわせて窓口業務を下記のとおり実施いたします。

※ 窓口業務は【本庁のみ】となります。

◎ 期 日	令和8年3月27日(金)	17:15 ~ 19:00
	3月29日(日)	9:00 ~ 15:00
	4月 2日(木)	17:15 ~ 19:00
	4月 4日(土)	9:00 ~ 15:00

- ◎ 業務内容
- 転入・転居・転出届
 - 戸籍・住民票等の証明書の交付
 - 印鑑登録・印鑑登録証明書の交付
 - 戸籍に関する届出
 - マイナンバー制度に関すること
 - 国民健康保険及び国民年金の加入・離脱
 - 後期高齢者医療制度の加入・離脱

— 手続きには本人確認書類の提示が必要です —

顔写真付きの公的機関 で交付している書類 (1点)	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)など
顔写真の無い書類 (2点)	健康保険証、資格確認書、年金手帳、年金証書、介護保険証、学生証、母子手帳、生活保護受給者証、診察券など ※ 氏名+生年月日、氏名+住所が表記されていること

ご不明な点がございましたら問い合わせください。

問い合わせ先 下郷町役場 町民課 戸籍保険係
電 話 : 0241-69-1133
F A X : 0241-69-1134
メールアドレス : madoguchi_01@town.shimogo.fukushima.jp

届出に必要なもの

住民異動などの届出一覧表

こんなとき	届出の種類	届出に必要なもの	届出期間
町外から住所を移されるとき	転入届	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類 ●転出証明書（前住所地で発行されたもの） ●国民健康保険に加入する方は資格確認書（同一世帯の方が国民健康保険に加入している場合） ●後期高齢者医療制度に加入していた方は負担区分等証明書（前住所地で発行されたもの） ●前住所地で要介護認定を受けていた方は受給資格証明書 	転入した日から 14日以内
町外に住所を移されるとき	転出届	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類 ●印鑑登録手帳（登録している方のみ） ●国民健康保険に加入している方は資格確認書 ●後期高齢者医療制度に加入している方は資格確認書 ●65歳以上の方及び40歳から65歳未満で介護サービスを受けている方は介護保険証 	住所を異動する前14日以内及び 転出した日から 14日以内
町内で住所を変更されるとき	転居届	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類 ●国民健康保険に加入している方は資格確認書 ●後期高齢者医療制度に加入している方は資格確認書 ●65歳以上の方及び40歳から65歳未満で介護サービスを受けている方は介護保険証 	転居した日から 14日以内
世帯に変更があったとき	世帯変更届	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の本人確認書類 ●国民健康保険に加入している方は資格確認書 	変更があった日から 14日以内

■同一世帯員以外が届出を行う場合は**本人又は世帯主からの委任状**が必要です。

■**転入・転居**される方で**個人番号カード**をお持ちの方は必ず持参ください。

□■住民異動に関する届出について■□

皆様の住所・世帯構成などの居住関係を記録および証明する住民基本台帳は選挙・印鑑登録・国民健康保険・国民年金・就学などの基礎となるものです。

正確な住民基本台帳の記録を保持するため、住民異動などの変更が生じた場合は、必ず届出期間内に届出を行っていただきますようお願いいたします。